

平成 30 年度法曹連絡協議会議題回答案

平成 30 年 12 月 4 日 (火)

法曹会館 2 階 (高砂)

平成30年度法曹連絡協議会 回答者一覧

議題	回答者
1	東京高等裁判所事務局長
2	東京高等裁判所事務局長
3	東京高等裁判所事務局長
4	東京高等裁判所事務局長
5	東京高等裁判所事務局長
6	東京高等裁判所事務局長
7	東京高等裁判所事務局長
8	東京高等裁判所事務局長
9	東京高等裁判所事務局長
10	東京高等裁判所事務局長
11	東京高等裁判所事務局長
12	東京高等裁判所事務局長
13	東京高等裁判所事務局長
14	東京高等裁判所事務局長
15	東京地方裁判所民事部所長代行
16	東京地方裁判所刑事部所長代行
17	東京地方裁判所民事部所長代行
18	東京地方裁判所民事部所長代行
19	東京地方裁判所民事部所長代行
20	東京高等裁判所事務局長
21	東京高等裁判所事務局長
22	東京高等裁判所事務局長
23	東京高等裁判所事務局長

議題1 (大規模自然災害対策の取り組みの実施状況)

東京高裁管内の裁判所、検察庁そして弁護士会等における喫緊の課題である首都直下地震、また南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害発生時の対応を検討、準備するにあたり、以下の点について各ご回示いただきたい。

1 (裁判所)

(1) 本年、大規模な災害を被った大阪、札幌等の地域の裁判所に対して、

①当該裁判所（支部等を含む。）が業務についてどのような対応（期日取り消し、そのための当事者への連絡、その他管理業務等）を決められたか、②実際にどのような対応状況であったか（個々の裁判体が個々に判断されたのか、統一的な取扱いがなされることはなかったか。）、③職員の出勤状況はどのようなものであったか、④職員の退勤指示等はどのように実施されたか、⑤関係機関（弁護士会、法律事務所、検察庁、法テラス等）に対する連携、連絡の実施の状況はどのようなものであったか、⑥それらを実施するに際しての気付き、課題等はどのようなものであるか、について照会・確認をされたか。

(2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合、その概要をご教示ください。

(3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合、その理由、及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

2 (検察庁)

(1) 本年、大規模な災害を被った大阪、札幌等の地域の検察庁に対して、

①当該検察庁（支部等を含む。）が業務についてどのような対応（取り調べ（身柄・在宅）の延期、そのための当事者への連絡、その他管理業務等）を決められたか、②実際にどのような対応状況であったか、③職員の出勤状況はどのようなものであったか、④職員の退勤指示等はどのように実施されたか、⑤関係機関（裁判所、弁護士会、法律事務所、法テラス等）に対する連携、連絡の実施の状況はどのようなものであったか、⑥それらを実施するに際しての気付き、課題等はどのようなものであるか、について照会・確認をされたか。

(2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合、その概要をご教示ください。

(3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合、その理由、及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

3 (裁判所、検察庁) 東京三弁護士会が東京高裁、東京地裁、東京家庭裁判所、東京高検、東京地検、そして法テラス東京が大規模災害時の対応についてここ数年にわたり継続して協議会を開催していること、茨城県弁護士会が水戸地裁、水戸地検と大規模災害時における対応について協議を開始していると伺っている。これらの取り組みは災害時対応に極めて有効なことと思料されるが、現在も弁護士会員は事務所の所在地の管轄裁判所だけでなく都県を跨いで裁判等の業務をしており、また、今後、大規模災害は広域的な被災が想定されるため、地裁管内での協議では効果

的な取り組みが困難なことも想定される（大阪高裁管内では各裁判所の期日取り消しの広報・連絡体制にはらつきがあったと伺っている。）。そこで、東京高裁管内という広域的な災害対応（裁判業務の期日取り消し等の統一的対応、移送等の方針検討等）を検討するため、年に1度の頻度（できれば年度初め）で協議会を開催することを当連合会が東京高裁、東京高検に呼びかけた場合、これに応じて参加いただけるか。また、裁判所、検察庁側から同様の提案をされる意向はあるか。

（関弁連災害対策協議会 P.T 提出）

【回答案】

1-(1), (2)について

公式照会・確認は行っていないが、事実上当日の実情について概略的に情報を得ています。例えば、大阪の発災の際に職員の出勤がままならない中で、どのように対応したかなどについてあります。

1-(3)について

当庁における対応の参考となる事項について、今後、必要に応じて個別に確認することは考えられます。

3について

裁判所として、協議会に参加することは差し支えないが、裁判の事件処理は、個々の裁判体の判断事項であることに加え、管内各庁はそれぞれの庁で定めた業務継続計画に基づいて対応を行うこと；各庁の被害状況や程度を一律に想定することは、地域性の違いも考慮すると、困難であることに照らすと、何らかの統一的な対応をあらかじめ決めておくことが容易ではないことはご理解いただきたいと存じます。

一方で、大規模災害に備えて、地家裁管内単位で裁判所、検察庁、弁護士会、法テラスにおいて情報交換を行い、連携を構築しておく必要性は高いと考えており、高裁としても事務打合せ等において、管内各庁にも伝えているところです。

議題2 東京高裁管内の裁判所及び検察庁における男女共同参画の具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等をご教示いただきたい。
(関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会提出)

【回答案】

裁判所では、国全体の積極的な取組として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により数値目標の設定を含む特定事業主行動計画の策定が義務付けられたことに伴い、裁判所特定事業主行動計画を策定・公表しています。裁判所においては女性の採用比率が5割を超え、全職員に占める女性割合が増加しつつあることもあります。今後、組織活力を維持・向上するためには、女性の活躍の推進に取り組み、多様な人材を活かす方策を進めることが不可欠であると考えており、そのためには行動計画に基づく取組を進めていく必要があると考えています。

具体的な取組状況については、行動計画に基づいて定期的に公表しているところですが、大きく、①採用 ②登用 ③長時間勤務の是正等男女双方の働き方改革 ④家事・子育てや介護をしながら活躍できる職場環境の整備に分けて御説明します。

まず「採用」については、裁判官についてはこれまで男女を問わず裁判官として相応しい者についてできる限り任官してもらいたいと考えており、実際、そのようなものが判事補に採用されてきております。また、一般職についても、男女の偏りなく、募集パンフレットへの掲載や業務説明会等への派遣を行うなど、きめ細やかな実効性のある広報活動等を推進しています。

続いて「登用」については、裁判官については登用という概念が馴染みにくいが、一般職については、女性職員の職域拡大、計画的な育成等のために、研修や試験の実施に当たって、育児等の家庭事情を抱える女性職員等も参加又は受験しやすいよう配慮をしたり、幹部職員から、各種研修や事務打合せ等の機会を通じ、裁判官及び管理職員を始めとする全ての職員に対し、女性職員の活躍に向けた取組の重要性等について意識啓発を行っています。さらに、採用間もないころから継続的に、各種研修等において、先輩職員の活躍状況や経験談等を紹介する機会を設けたりしています。

次に「長時間勤務の是正等男女双方の働き方改革」としては、各職場が実情に応じて、ワーク・ライフ・バランスに関するDVDの上映会の開催を行ったほか、職場ミーティング等を行うなどしたり、職場の実情に応じた事務の簡素化・合理化に取り組むなど、働き方改革に向けた各種取組を推進しています。また、フレックスタイム制等の制度について、研修等の機会に管理職員や人事担当者の理解を深めたり、ハンドブックを整備したりすることで職員への周知を図るなど、育児や介護の事情により時間制約のある職員が、その状況に応じて柔軟な働き方ができるよう職場環境の整備に努めています。

最後に「家事・子育てや介護をしながら活躍できる職場環境の整備」としては、策定した「チャイルドプラン」を活用し、育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得を促進したり、裁判官・職員に向けて、両立支援制

度に関するハンドブックを、改定ないし新規に整備し、管理職員等を通じて各制度の周知及び利用を促すよう態勢を整えています。また、育児休業中に職務関連情報を提供したり、復帰時に研修等を実施するなど、育児休業を取得した裁判官・職員の円滑な復帰に向けたフォローアップ態勢の充実に努めています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、裁判所全体の目標であり、東京高裁及びその管内においてもこれに資する取組を行ってきたところですが、今後も継続的に、更にきめ細やかな取組を行っていく必要があると考えています。



議題3 民事・家事調停官制度の拡充について

(栃木県弁護士会提出)

【回答案】

民事調停官及び家事調停官制度については、提案理由にあるとおりの目的から創設され、その目的を踏まえ、徐々に導入庁を拡大してきたところです。

「民事調停官及び家事調停官の勤務する裁判所は、最高裁判所が指定する。」(民事調停官及び家事調停官規則第2条)と規定されており、どの庁にどれだけの調停官を配置するかについては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁判所において決定しています。東京高裁としては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等に目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めておりますが、最高裁の検討状況について、回答すべき立場にないことは御理解ください。

今後も、これまで同様、各地家裁とともに、各庁の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、最高裁に適切に情報提供をしていきたいと考えております。

議題4 地域司法の充実の観点から、いわゆる支部問題がこのIT化の実現にどのような影響を及ぼすのかについて

(神奈川県弁護士会提出)

【回答案】

民事訴訟手続のIT化については、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」により、本年春にその検討結果が取りまとめられ公表されて以降、7月には商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が立ち上げられ、同研究会には最高裁も関係省庁として参加しています。現在、裁判所としては、本研究会における議論等を踏まえてIT化への検討を進めているところではあります。当面の間は、各庁に設置されたIT化について検討を行う検討体（PT）を中心として、ウェブ会議の利用による争点整理など、現行法の枠組みの中で可能な方策を検討しつつ、法整備に向けた検討に対応していく予定であります。

また、今後において、IT化が進展したとしても地域に対して充実した司法サービスを提供する必要性はなお高いものがあると認識しており、今後においてもそのような観点を踏まえた検討が行われていくものと考えています。

現在、弁護士会にはウェブ会議を活用した模擬裁判の実施などにつき御協力をいただいているところですが、裁判所が民事訴訟手続のIT化を具体的に実現していくに当たっては、弁護士会の協力は必要不可欠なものと考えています。これまでの御協力に感謝するとともに引き続き御協力をお願いします。

議題5 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の早期実施を要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【回答案】

昨年もお答えしましたが、支部において労働審判事件を取り扱うかどうかについては、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間等の利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事件処理態勢、労働審判員の安定的な確保を含めた地域的な事情も総合的に勘案して、最終的には各地方裁判所において、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条1項の規定に基づく裁判官会議の議決により定めているものです。また、これらの判断や態勢整備をするには、全国的な状況を踏まえる必要があることから、上級庁においても検討がされるべきものです。

お尋ねの静岡地裁沼津支部については、先ほど述べた考慮要素を総合的に検討した結果、平成29年4月以降これまでの間、取扱いとはされなかつたものと理解しています。

なお、労働審判事件を支部で取り扱うかは、各庁の労働審判事件の運用状況等によるところですので、東京高裁としては、これまで同様、各庁の運用状況を注視し、上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えています。

議題 6－1 静岡家庭裁判所島田出張所に常駐の裁判官及び調査官を配置していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【回答案】

【総論】

裁判官の配置については、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁において適切に行われていると認識しています。

また、家庭裁判所調査官の配置についても、業務量に見合った適正な人の

配置の在り方を全国的な視点で考えていく必要があり、家庭裁判所調査官が関与する事件の事件数が少ない裁判所においては、近隣の庁に配置されている家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当する態勢を執っているところです。

【裁判官】

島田出張所においては、裁判官については、1名の裁判官が週4日出向いて執務を行う態勢を執っています。裁判官のてん補態勢については、平成27年までは週3日であったところ、平成28年から週4日執務を行う態勢へと充実が図られております。

【調査官】

家庭裁判所調査官については、静岡家裁本庁の家庭裁判所調査官が週3日（水・木・金）必ずてん補しており、期日立会の必要に応じて、最大3名の家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当する態勢を執っています。また、事件処理の必要に応じて週4日てん補することもあります。

東京高裁としては、引き続き静岡家裁とともに、事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供していきたいと考えており、今後も、これまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向け、必要に応じた執務態勢の整備に取り組んでいきたいと考えています。



議題 6－2 長野家庭裁判所佐久支部に、常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。

(長野県弁護士会提出)

【回答案】

(先程も申し上げたとおり,) 家庭裁判所調査官の配置については、業務量に見合った適正な人の配置の在り方を全国的な視点で考えていく必要があり、家庭裁判所調査官が関与する事件の事件数が少ない裁判所においては、近隣の庁に配置されている家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当する態勢をとっているところです。

長野家裁佐久支部においては、少年事件を取り扱っておらず、また、上田支部からの交通の便がよいため、家事事件で調査が必要な事件については、上田支部の家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当しています。佐久支部における調停期日は週2回(水・金)としているところ、ほぼ両日とも、最低でも1名の上田支部の家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当する態勢を執っています。また、事件処理の必要に応じて週2日以上てん補することもあります。

なお、長野県内に配置されている家庭裁判所調査官の数は、長野家裁本庁が6人、上田支部が5人、松本支部が4人、諏訪支部が1人、飯田支部が2人、伊那支部が2人です。

東京高裁としては、引き続き長野家裁とともに、事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供していきたいと考えております。



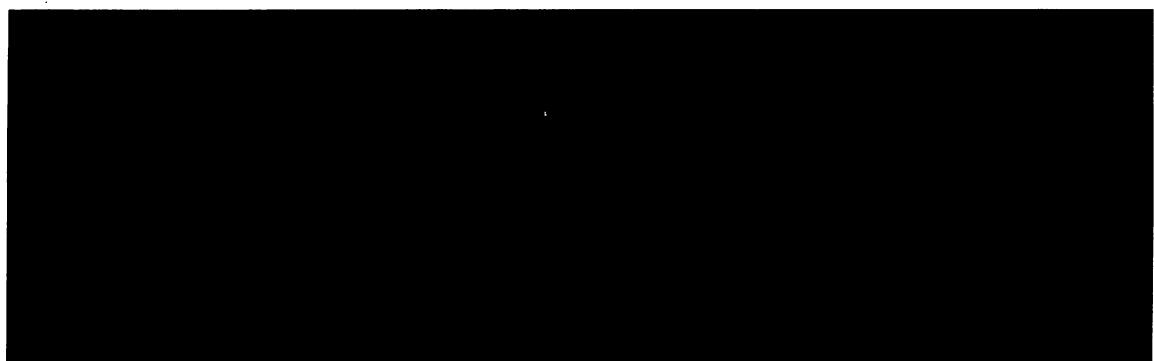
**議題 6－3 長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱って頂きたい。
(長野県弁護士会提出)**

【回答案】

支部において少年保護事件を取り扱うかどうかは、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則3条に基づき、当該支部の管轄区域の事件動向や諸事情などを勘案して、家庭裁判所の裁判官会議において定められるものであり、また、全国的な状況を踏まえる必要もあることから、上級庁においても検討がされるべき事柄です。

上田支部において、本庁の新受事件数を上回る年があること、佐久支部の管轄地域が広大であり、地域によっては上田支部に赴くのに相当の時間を要することは承知しておりますが、支部において少年事件を取り扱うかどうかは、事件数や交通事情のみで定まるものではなく、前記事情を総合的に勘案して定められているものであり、そうした事情を考慮して、同支部において、少年事件は取り扱わないこととしていると承知しています。

昨年度も同様の協議問題が提出され、その結果については、最高裁に対しても情報提供しているところであり、裁判所としても、適正迅速な裁判の実現のため、審理の充実を図ることは重要であると考えていることから、引き続き、態勢面や運用面を含めて不断の検討、努力を続けていきたいと考えております。



議題 6－4 （さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐）

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいているない。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、どのような情報を提供しているのか、(各地方・家庭裁判所ごとに)回答を伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか(各地方・家庭裁判所ごとに)を伺いたい。

見解を述べている場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)内容とその理由を伺いたい。

見解を述べていない場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)その理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

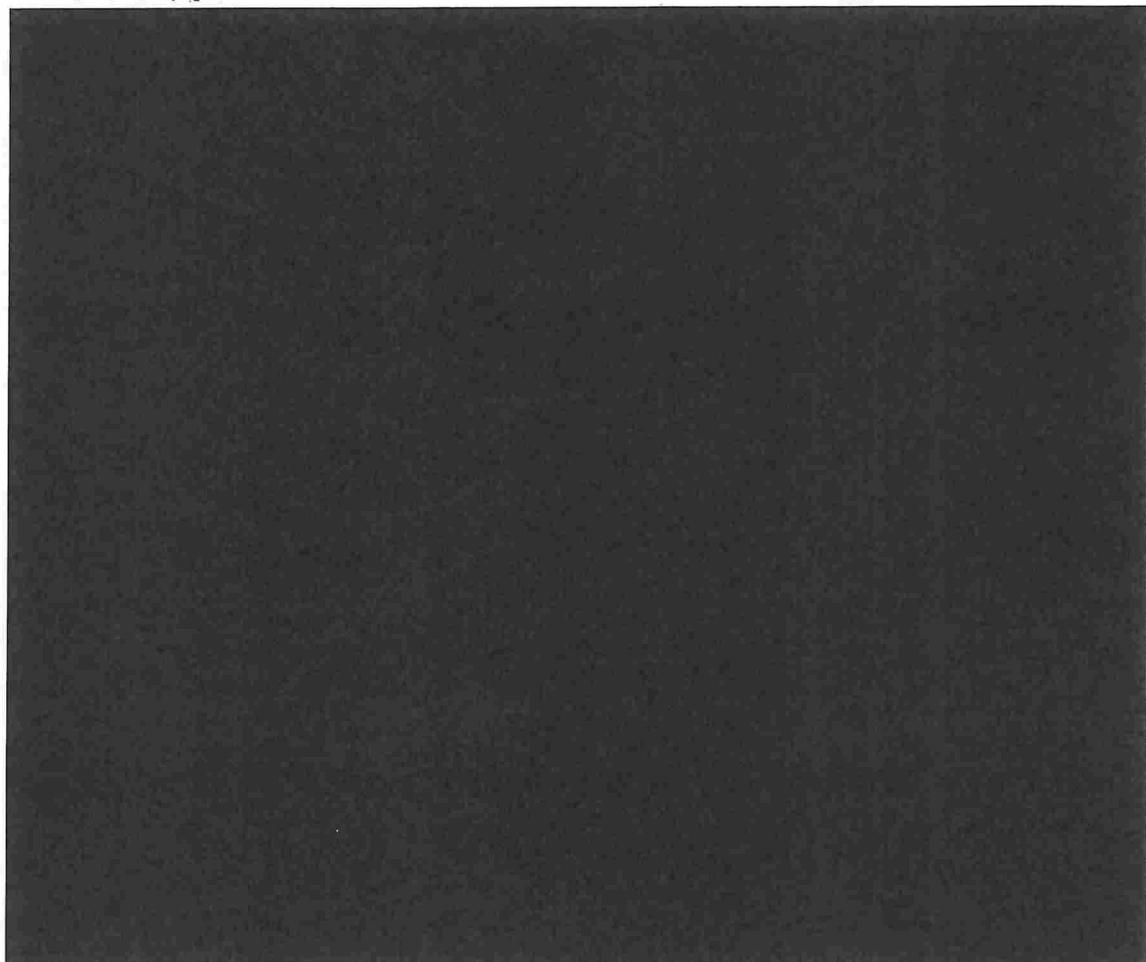
【回答案】

裁判所法31条2項には「最高裁判所は、…支部に勤務する裁判官を定める。」と規定されており、どの支部にどれだけの裁判官を配置するかについては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁判所において決定しています。東京高裁としては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等に目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めていますが、最高裁及び地家裁の各見解や検討状況について、回答すべき立場にないことは御理解ください。

なお、上記の事件状況等を踏まえ、静岡地家裁掛川支部においては平成30年度から常駐の裁判官1名が執務を行う態勢になりました。

今後も、これまで同様、各地家裁とともに、各支部の事件処理状況等にき

め細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供をしていきたいと考えております。



議題7（千葉県における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設）

市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域に地方裁判所と家庭裁判所支部を新設するとともに、特に家庭裁判所の増員について以下の質問に御回答いただきたい。

市川簡易裁判所での裁判官数は3名のことであるが、かかる裁判官数において、係属事件の遅滞ない処理がされているか。

千葉家庭裁判所市川出張所の裁判官の填補の状況は、一日平均何名か。家庭裁判所調査官は、常駐しているか。現在の事件処理状況に遅滞等の支障はないか。

今後、裁判官の増員の予定はあるか。増員の基礎情報として、東京高等裁判所は、最高裁判所に市川簡易裁判所、千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況をいかなる頻度、内容により情報提供しているか。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【回答案】

市川簡易裁判所においては、現在の事件処理に特段の支障は生じていないと認識しています。

また、千葉家庭裁判所市川出張所においては、事件動向等を踏まえて、現在は常時2名の裁判官が執務を行うのに加え、本庁の裁判官が週2回てん補して執務を行う態勢を執っています。また、家庭裁判所調査官については、常時執務を行う調査官を本年4月に5名から6名に増加させ、事件処理態勢の充実を図っております。このような態勢となっていることから、現在の事件処理に特段の支障は生じていないと認識しています。

裁判官の増員については、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁において適切に行われていると認識しています。東京高裁としては、市川簡裁及び千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況等に関する統計数値等を、隨時最高裁に情報提供しています。

今後も、これまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向け、必要に応じた執務態勢の整備に取り組んでいきたいと考えています。

議題 8－1－1 藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設について

(神奈川県弁護士会提出)

議題 8－1－2 (神奈川県における家庭裁判所出張所の新設)

神奈川県弁護士会は2013年、「神奈川司法計画2013」において、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

昨年度の東京高等裁判所事務局長の御回答において、かかる要望を最高裁判所に伝えるとの見解が示されたが、いつ、どのような形式において、東京高等裁判所より最高裁判所に要望が伝えられたか御教示いただきたい。

また、東京高等裁判所は、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所における家事事件の需要についての調査を実施する意向はあるのか御教示いただきたい。

さらに、藤沢、厚木、平塚の調停協会が行っている無料相談会における家事事件の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移について、東京高等裁判所は、調査する意向があるか御教示いただきたい。

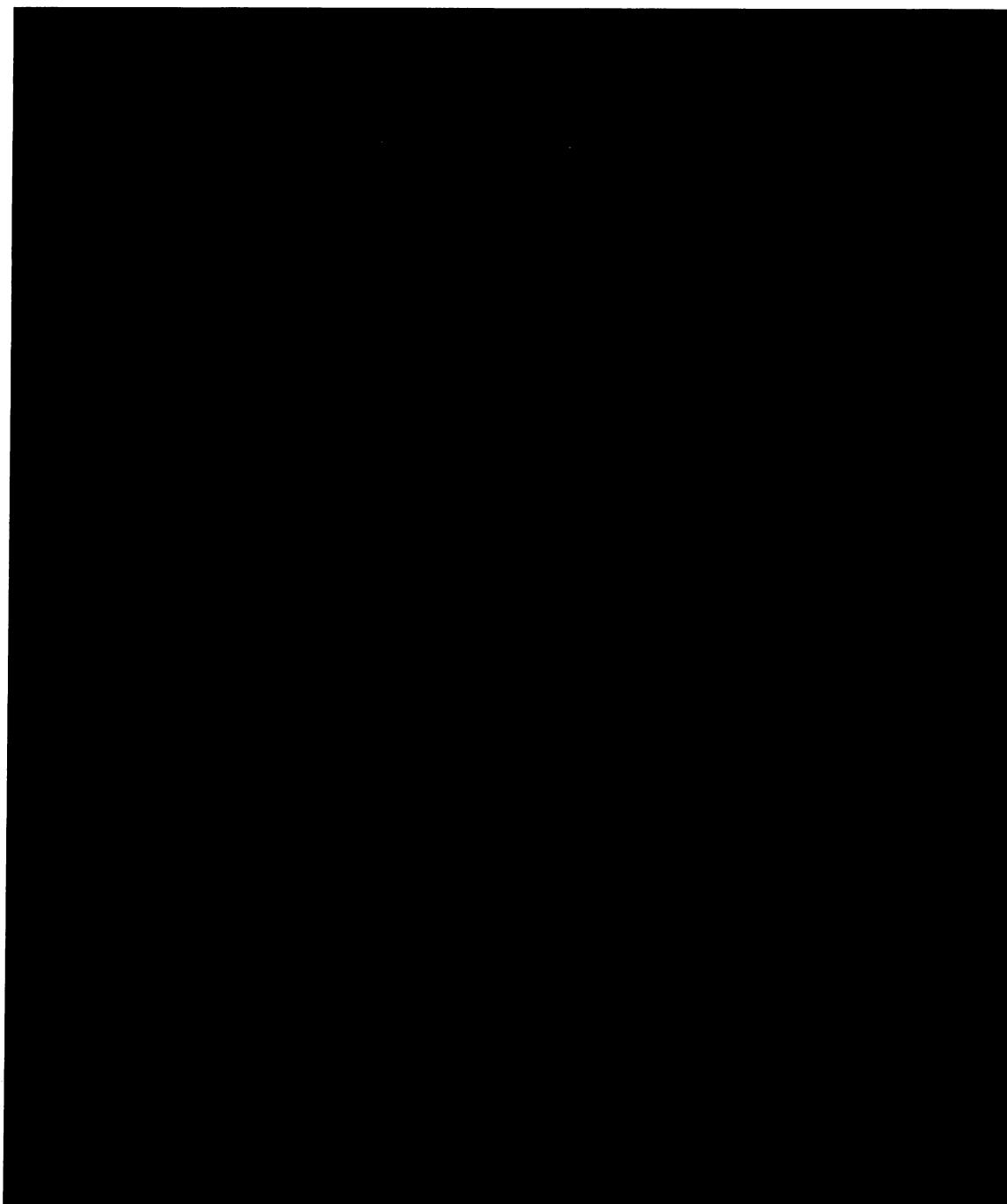
(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【8－1－1 及び 8－1－2 回答】

この議題については、従前から出題されており、提案理由にあるとおり、管内人口や成年後見事件等の事件数が全国的には増加傾向にあるという点については、東京高裁としても十分に認識しているところであり、今後もこれまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向け、必要に応じた執務態勢の整備に取り組んでいきたいと考えています。

家庭裁判所出張所の設置は、最高裁判所規則（家庭裁判所出張所設置規則1条）により定められるものであり、最高裁において、検討されるべき問題であることから、関東弁護士会連合会及び神奈川県弁護士会からこのような意見があったということは、昨年度も本協議会開催の頃に最高裁に伝えましたが、今年度も改めて最高裁に伝えます。

藤沢、厚木、平塚の各簡裁における家事事件の需要については、家庭内で紛争があるかどうか、あるとしたらどのような解決方法を望むかはそれであり、家庭裁判所における解決に限られないため、裁判所が調査することは困難であると考えています。したがって、現時点では調査の予定はありません。また、藤沢、厚木及び平塚の調停協会が行っている調停相談会において、家事事件関連の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移について、調査の予定はありません。



人口推移（神奈川県ホームページより）

	H30.10	H20 比	H25.10	H20 比	H20.10
全県	9,179,835	102.5	9,081,742	101.4	8,956,804
厚木市	225,204	99.5	224,954	99.4	226,419
平塚市	258,004	98.9	258,252	99.0	260,768
藤沢市	431,286	106.4	418,269	103.2	405,243

議題 8－2 (家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所にて、出張事件処理を行いつつある。

昨年度、裁判所の見解を伺ったところ、出張審判や出張調停を行うか否かという点は裁判官又は調停委員会の判断によるものであること、その判断基準はこの場で回答する性質のものではないとの回答をいただいているが、それ以上の裁判所の具体的な見解については、回答をいただいているない。

そこで、改めて、裁判所は、出張事件処理について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、具体的に、いつまでに、どのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。

また、上記新潟家庭裁判所各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曽福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において平成29年度及び平成30年度(集計されているところまで)の各出張事件処理が行われた件数について、(各出張所ごとに)伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【回答案】

昨年もお答えしましたが、家庭裁判所出張所設置規則第2条には、「各家庭裁判所において取り扱う事務を一部に限ることができる」旨規定されており、新潟家裁は、ご指摘の各出張所について、家事事件の受付及び裁判官又は調停委員会の判断により出張審判又は出張調停の事務を取り扱うこととしています。出張審判や出張調停を行うか否かは、裁判官又は調停委員会の判断によるものであり、その判断基準はお答えできる性質のものではありませんが、一般的には、事案の性質や当事者の意向等を考慮していると思われます。

また、お尋ねの出張所の事件処理件数は次のとおりです(以下の各出張所の事件処理数を回答)。なお、いずれも司法年度を基準とした各庁の自序統計であり、平成30年は1月から10月までの数値となります。

東京高裁としては、今後とも、各出張所の実情や管轄する地域の状況の変化等に注視していきたいと考えています。

【新潟家裁分】

村上出張所 平成30年1件、柏崎出張所 平成30年1件、糸魚川出張所 平成29年2件

その余はいずれも出張事件処理なし。

【前橋家裁分】

中之条出張所 平成29年4件、平成30年2件

【長野家裁分】

飯山出張所 平成29年4件、平成30年1件、大町出張所 平成29年72件、平成30年44件、木曽福島出張所 平成29年25件、平成30年14件

議題 8－3 地域司法サービスの充実化の観点から、地域に密着した裁判所である簡易裁判所に家裁の出張所を併設する等して、家事調停を現在の簡裁の施設を利用して実施できるようにすることについて、裁判所の見解と検討状況を伺いたい（特に、家裁立川支部においては、町田簡裁の所在場所での家事調停を実現されたい）。

（東京弁護士会提出）

【回答案】

従前から申し上げているとおり、家裁出張所の設置は、最高裁判所規則（家庭裁判所出張所設置規則1条）により定められるものであり、最高裁において検討されるべき問題であることから、最高裁の見解や検討状況を回答すべき立場にないことはご理解ください。東京弁護士会からこのような意見があったということは、改めて最高裁に伝えます。



議題 8－4 家庭裁判所出張所における出張調停の実施促進と成年後見制度の利用の促進に関する法律制定にともなう出張所機能のさらなる拡充について

（新潟県弁護士会提出）

【回答案】

成年後見制度の利用促進については、ご指摘のとおり、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことから、裁判所としても、最高裁を中心に、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援

の地域連携ネットワーク作り、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図ることを3本の大きな柱として、様々な観点から、関係機関、自治体及び関係団体との間で協議等を行っているところであります。お尋ねの成年後見制度の利用の促進のために各家庭裁判所出張所の機能の拡充がどの程度必要であるか等についても、各家裁において、関係自治体や関係団体との間で協議等がなされていくものと考えています。東京高裁としては、こうした各家裁と関係自治体や関係団体との協議の状況等を踏まえ、態勢整備に必要な検討事項等があれば、それらについて検討をしていくとともに、上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えています。

なお、先ほどお答えしたとおり、各出張所においてどのような事務を取り扱うかは各家裁において決められ、また、具体的な事件について、出張調停をどのように行うかについては、裁判官又は調停委員会の判断によるものであり、東京高裁として、その判断基準等はお答えできる性質のものではないということは、ご理解願います。

議題9－1 成年後見制度の利用の促進に関する法律制定に伴う体制強化について、特に中核機関の設置が難航すると思われる司法過疎地などにおいては、個別具体的な取り組みが必要になってくると思われるが、どのような体制作りをしているか。また、今後、同法の趣旨を実現するためにどのような方策を検討しているか、ご教示頂きたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【回答案】

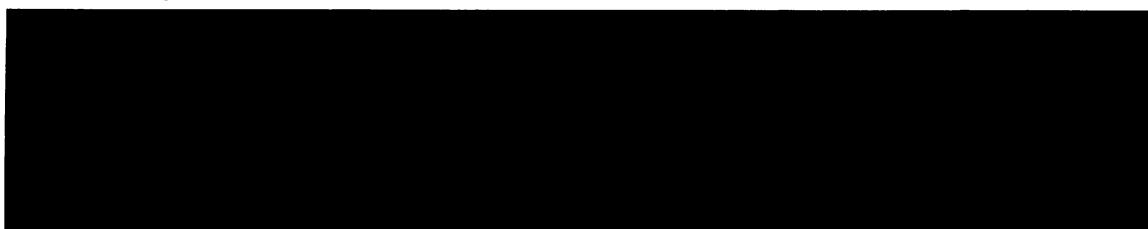
成年後見制度の利用促進については、裁判所としても、最高裁を中心に、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワーク作り、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図ることを3本の柱として、様々な観点から、関係機関、自治体及び関係団体との間で協議等を行っているところであります。お尋ねの司法過疎地などにおける利用促進については、個別具体的な取組を行っていくことが重要であり、今後も引き続き、中核機関の設置・機能充実に向けて各家庭裁判所と自治体との間で具体的にどのように連携を強化していくかなど、利用促進に向けた体制強化等について、各家裁と関係自治体や関係団体等の間で協議がされていくものと考えています。東京高裁としては、こうした各家裁と関係自治体や関係団体との協議の状況等を踏まえ、態勢整備に必要な検討事項等があれば、それらについて検討をしていくとともに、上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えています。

議題9－2 東京高等裁判所管内の成年後見、保佐、補助の過去5年間の申立につき、各自治体ごとの申立件数及び、後見人等に選任された者の属性（弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の専門職、親族、市民後見人、その他）ごとの人數について御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【回答案】

東京高裁では、「成年後見、保佐、補助の申立についての、自治体ごとの申立件数及び後見人等に選任された者の属性（弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の専門職、親族、市民後見人、その他）ごとの人數についての統計」をとっていないので、お答えすることはできません。なお、各家裁においては、各自治体からの要請等に応じる形で、自序統計等を基に、可能な範囲で、要請内容に応じた統計に関する資料を作成し、情報提供している場合があると聞いています。



**議題 10－1 横浜地方裁判所相模原支部における合議事件の取り扱いについて
(神奈川県弁護士会提出)**

議題 10－2 (横浜地方裁判所相模原支部)

横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、横浜地方裁判所横須賀支部との対比において、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの具体的な観点から、伺いたい。

また、今後、合議事件を取り扱うことへのどのような対応をすればよいか御教授いただきたい。

なお、昨年まで横浜地方裁判所相模原支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいていると思われるが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

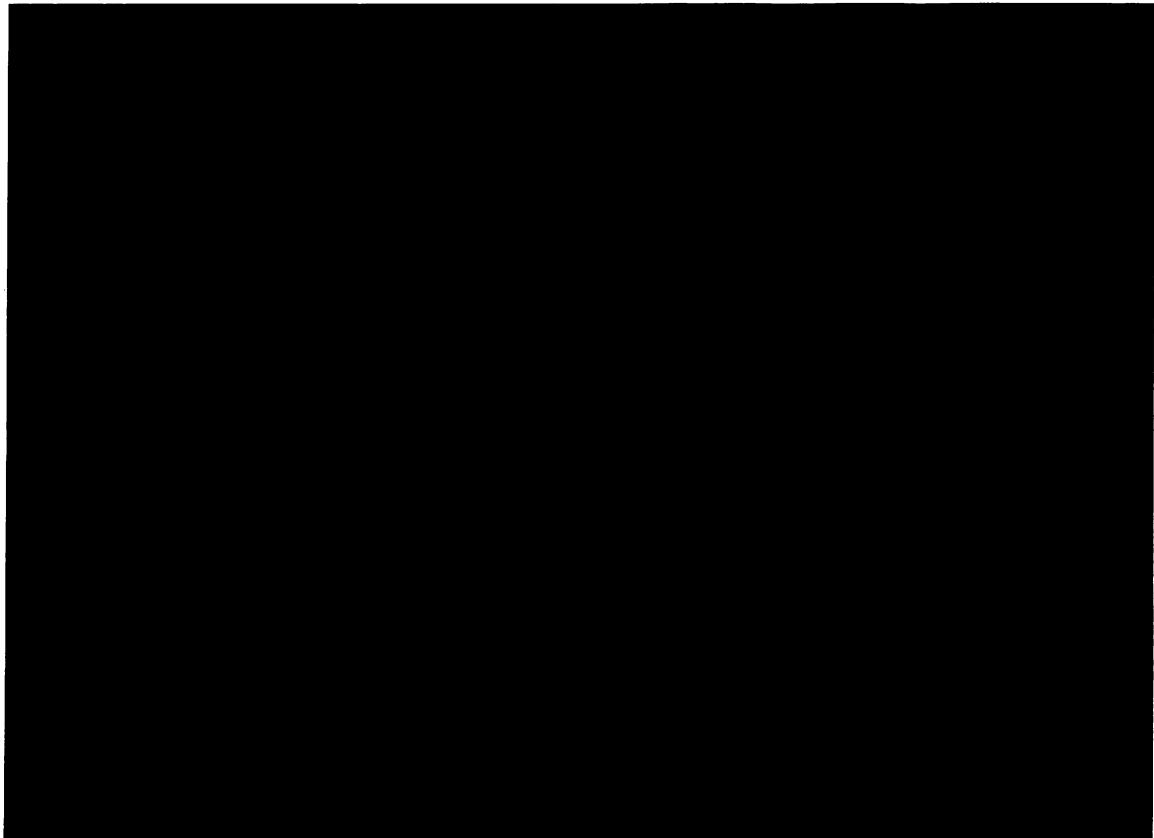
【10－1 及び 10－2 回答案】

この議題についても、例年出題していただいているところですが、合議事件を地方裁判所の支部で取り扱うかどうかは、最高裁判所規則(地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条)に基づき、当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案して、各地家裁が決定するものであり、また、全国的な状況を踏まえる必要もあることから、上級庁においても検討がされるべき事柄です。

ご指摘の横須賀支部で合議制を導入しているのに、相模原支部で導入していないことの理由についてですが、横須賀支部を合議取扱支部とした経緯については承知していませんが、さきに述べたとおり横浜地家裁においては相模原支部の事件の係属状況や最寄りの合議取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案した上で、相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているものと承知しております。

本件については、最高裁や横浜地家裁に対して、各種協議会や事務打合せの場などで伝えているところですが、本件に関する最高裁や横浜地裁の具体的な検討状況については、把握しておりません。

今回も御要望があったことは、最高裁及び横浜地裁に改めて伝えたいと考えております。裁判所としても、適正迅速な裁判の実現のため審理の充実を図ることは重要であると考えており、今後とも、態勢面や運用面を含めて不断の検討、努力を続けていきたいと考えております。



議題 11-1 (東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化)

東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部を独立した地方裁判所・家庭裁判所本庁とするのが妥当と考えている。

裁判所の議論及び取り組み状況について、東京高等裁判所の回答は、従前、概ね、裁判所の本庁の設置は立法政策の問題であること、裁判所としては政府や国会の検討の中で意見を述べていく性質のものであると承知していること、最高裁判所には意見があったことを伝えるというものであった。

そこで、本年においても、同様の出題を継続し、以下のとおり、質問する。

(1) 最高裁判所が政府や国会の検討の場で述べている意見の内容やその理由、それに対する政府や国会の意見の内容やその理由などについて、具体的にどのように検討され、どのような議論がされてきたか、その内容を伺いたい。

(2) 最高裁判所に対し、当連合会からの意見をどのような形で、どのように伝えているか伺いたい。

当連合会の意見に対する最高裁判所の具体的な見解、そのような見解をとっている理由をもう少し具体的に伺いたい。

伝えていないとしたら、伝えていない理由を伺いたい。

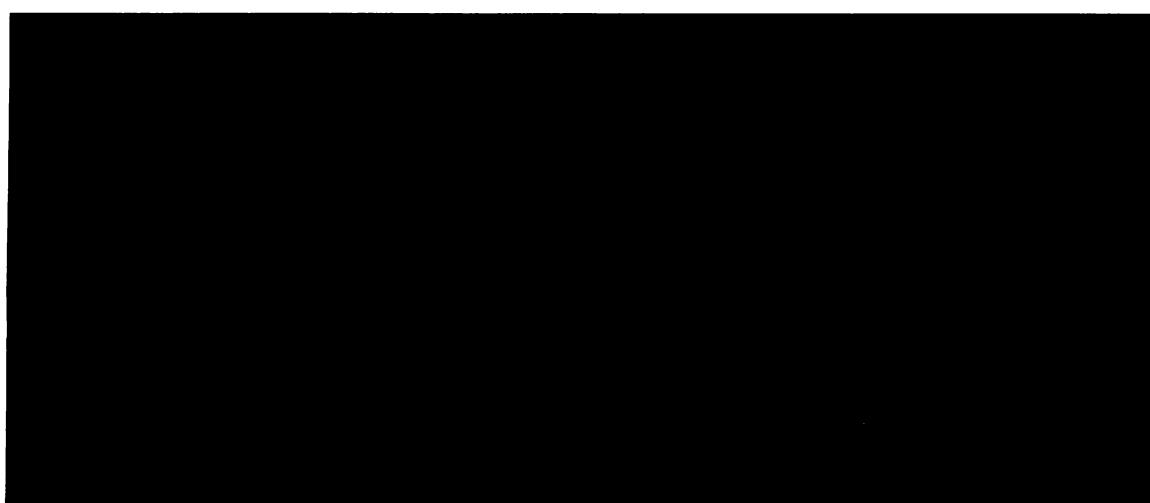
(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

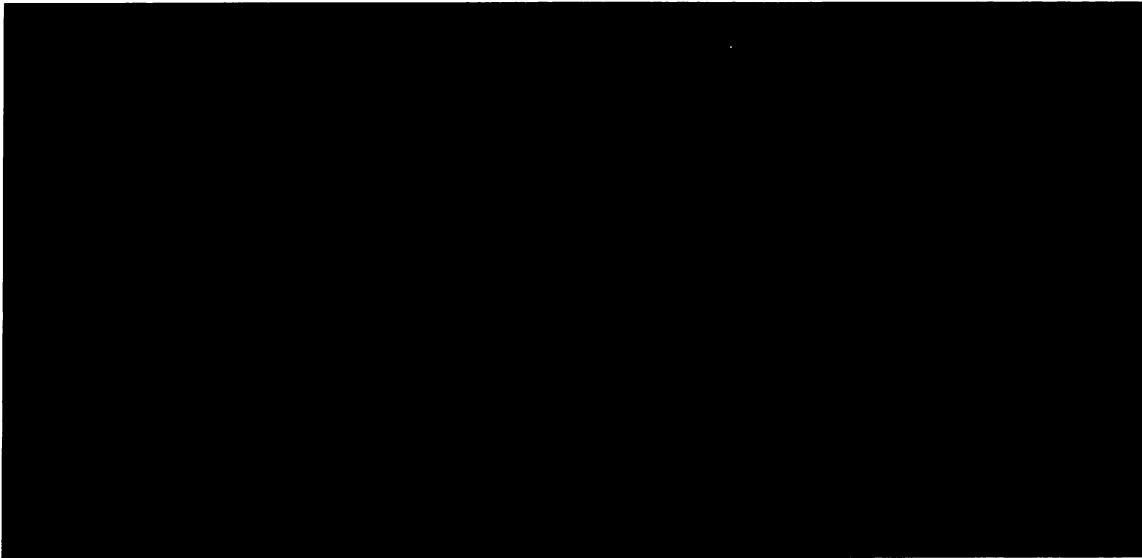
【回答案】

地方裁判所、家庭裁判所支部の本庁化は、立法政策の問題であり、政府・国会において、最高裁から意見を述べていく性質の問題であることから、政府や国会の検討の場での議論の具体的な内容については、お答えする立場にはありません。

また、最高裁には、各種協議会や事務打合わせの場などで、関東弁護士会連合会からの意見を伝えていますが、最高裁の具体的な見解をお答えする立場にはないことを御理解願います。

関東弁護士会連合会から、このような意見があったということは、今回も、最高裁に伝えます。





議題 11-2 東京地裁立川支部において、行政事件の取り扱いが出来るように、規則、法改正をすることについて裁判所の見解と検討状況について伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【回答案】

東京地裁立川支部は、管轄地域が広く、事件数も多い点は承知しているところです。一方で、行政事件については、最高裁規則(地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則(1条2項))により、支部で取り扱われないこととされており、最高裁において検討されるべき問題であるため、東京弁護士会から、東京地裁立川支部で行政事件を取り扱うべきであるという意見があったということは、最高裁に伝えます。

この点に関する最高裁の見解や検討状況を回答すべき立場にはないことはご理解ください。

**議題 12-1 静岡家庭裁判所島田出張所の庁舎につき、待合室の拡張、当事者の
鉢合わせを回避するための待合室設置場所の工夫を含めた庁舎の拡張、エ
レベーターの設置を含むバリアフリー化及び駐車場の設置拡大等物的設備
の拡充を行うことを要望していただきたい。**

(静岡県弁護士会提出)

【回答案】

当事者同士が直接顔を合わせることに問題があるなど、裁判所側で特段の配慮が必要になると考えられるような場合においては、必要に応じて、呼出時間の調整や待合室を棟によって分離したり、待合室の階を変えたりするなどの措置を講じているところですが、限られた庁舎スペースにおいて、待合室を直ちに拡張することや、限られた庁舎敷地において、駐車場を直ちに増設することが難しいということは御理解いただきたいと考えています。

なお、本庁舎にはエレベーターは設置されていませんが、高齢者や障害者等の方が当事者等になっている場合は、1階で事件処理が可能となるよう、庁舎1階に法廷、調停室等を整備しているところであり、これらの方が円滑に施設を利用できるよう、今後も十分な配慮をしていきたいと考えています。

**議題 12-2 静岡家庭裁判所掛川支部の庁舎につき、エレベーターの設置を要
望していただきたい。**

(静岡県弁護士会提出)

【回答案】

本庁舎にはエレベーターは設置されていませんが、高齢者や障害者等の方が当事者等になっている場合は、1階で事件処理が可能となるよう、庁舎1階に法廷、調停室等を整備しているところであり、これらの方が円滑に施設を利用できるよう、今後も十分な配慮をしていきたいと考えています。

**議題 12-3 長野地方・家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎の建替えをし
て頂きたい。**

(長野県弁護士会提出)

【回答案】

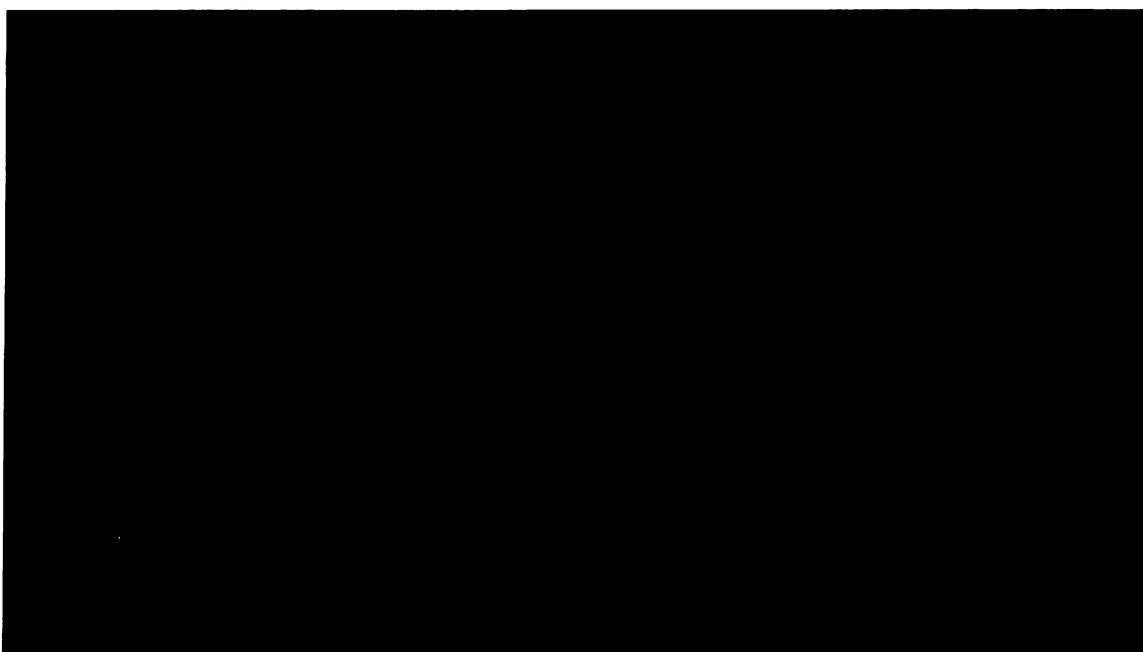
庁舎の建替えについては、庁舎の耐用年数、老朽度、狭隘度、社会的劣化状況等を踏まえつつ、全国的な裁判所施設の整備という観点から検討されるものであり、現時点において佐久支部庁舎を建て替える予定はありません。

一方で、現在の佐久支部庁舎の問題点については認識していますが、エレベーターが未設置である点については、今後、設置の可否について検討していきたいと考えております。現状においては、できる限り1階で事件処理が可能となるよう、庁舎1階の法廷兼審判廷等を利用して事件処理を行うよう配慮しており、高齢者や障害者等の方が円滑に施設を利用できるよう、今後も十分な配慮をしていきたいと考えています。

また、子どもとの試行面会用の部屋については、限られた庁舎スペースの

中において直ちに設置することは困難ですが、今後の事件動向や事件処理の実状、必要性等を十分に踏まえながら、設置、整備の必要性について検討していきたいと考えています。併せて、冷暖房設備等の機械設備についても、老朽度を踏まえつつ、更新等の必要性について検討していきたいと考えています。

なお、待合室は、その設置目的からして、もともと秘密情報を口外することが想定されていない場所であることから、防音を図る必要がないものとして取り扱っていることは御理解ください。



議題 12-4 管内の支部庁舎には、エレベーターが設置されていない庁舎も少なくないが、2階に法廷があり1階別室での代替対応が不可能な場合に、裁判所はどのような対応をされているのか。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に鑑み、今後、更なる具体的な改善策を予定されているのかご教示願いたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【回答案】

エレベーターが設置されていない支部庁舎については、1階で事件処理が可能となるよう、多目的に使用できる事件関係室（ラウンドテーブル法廷等）を整備しており、2階への移動が困難な当事者等が来庁される場合は、これらの事件関係室を使用することとしています■。

なお、3階建て以上の庁舎にはすべてエレベーターが設置されていますが、2階建ての庁舎についても、全国的な施設整備の観点から、新嘗等の機会を捉えてエレベーターの設置を進めているところであり、高齢者や障害者等の方が円滑に施設を利用できるよう、今後も十分な配慮をしていきたいと考えています。

議題 1.3 司法過疎地の自治体議会等が当該地域の司法の充実に関して意見書を採択した場合に、裁判所に送付された意見書は、どのような手続で取り扱われることになるのか。また、裁判所内において、地家裁支部や家裁出張所等の職員から人的物的基盤に関する要望があった場合に、どのような時期にどのような段取

りを経て、最終的に予算化されることになるのか、その手続についてご教示願いたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【回答案】

当庁に送付いただいた意見書は、内容を確認し、必要に応じて上級庁や関連する庁にも情報提供を行います。

また、管内の庁に送付いただいた意見書についても、各庁の判断にはなりますが、おおむね、同様の取扱いをされているものと承知しております。

人的物的基盤に関する要望に対しては、庁として必要性を認めるものであれば、適宜その要望を最高裁に伝え、最高裁において検討することになります。

議題 14 訴訟救助要件の疎明について

(神奈川県弁護士会提出)

【回答案】

昨年もお答えしたとおり、訴訟上の救助については、各裁判体において個々の事情を総合考慮して個々具体的に判断される事柄であり、運用実態等についてお答えできるものでないことをご理解願います。

なお、「法テラスが援助の必要性を認定しているケースでは、司法アクセスを保障する見地から、もう少し広く訴訟救助を認めるべきである」旨のご意見があつたことは承りました。

議題 15 いわゆる提携リースでサプライヤーがユーザーに不正な勧誘を行った上で倒産し、ユーザーが予想外のリース料を請求される等の悪質サプライヤーによるトラブルの多発に対し、業界団体を中心とした撲滅の取り組みがされているところ、この点について裁判所における問題や状況の把握の試みがあれば教えていただきたい。

(関弁連消費者問題対策委員会提出)

【回答案】

当庁において、これまでに、ご質問のようなリースの事案について問題や状況の把握をしたことはありません。

今回、限られた範囲で当庁の実情を調べたところ、当庁にもいわゆる提携リース取引に基づくリース料請求事件が数十件程度係属しており、その多くの事件で被告であるユーザー側がサプライヤー側の勧誘や契約内容等に問題があると主張しているようです。ただし、中には、空リースの事案のように、ユーザーが被害者ではなく、サプライヤーと結託してリース会社から不正に金員を取得したと主張されるケースも相当数あるようです。

多数のユーザーが特定のサプライヤーに不法な勧誘をされたと主張し、集団訴訟になっているケースでは、ユーザーが多数の法律上の主張（クーリングオフ、詐欺、錯誤、心裡留保、公序良俗違反、信義則違反等）をしていること、ユーザー側が書証を保存していない場合が多いこと、サプライヤーが既に倒産していて審理（人証調べ等）に協力しないことが多いこと等から、主張及び証拠の整理に時間を要しているようです。

いずれにせよ、リース料請求事案といつても、事案ごとに紛争の実相は異なっており、各裁判体において、当事者の主張・立証を踏まえて、事案ごとに適正迅速な裁判の実現を目指して審理がされているものと承知しています。

議題 16 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成 12 年法律第 75 号、以下「法」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に基づく訴訟記録の閲覧又は謄写について、以下の点を伺いたい。

1 特殊詐欺（いわゆる「振り込め詐欺」等）の刑事事件において、暴力団員が被告人である場合、当該暴力団員の所属する暴力団の他の暴力団員が関与する特殊詐欺事案の被害者が、訴訟記録の閲覧又は謄写をする余地があるか。

また、法 4 条第 2 項及び同条第 3 項において、検察官はかかる申出に対する意見を述べる立場にあるが、その際、刑事事件において提出していない証拠類を根拠として、謄写又は閲覧を許すべきである旨の意見を述べる余地があるか。

2 刑事記録の閲覧又は謄写をする余地ある場合、被告人と上記他の暴力団員との関係性（同一組内でのみ有効か、あるいは別の組であっても同一上部組織の傘下組織であればよいか）はどのようなものが要求されるか。

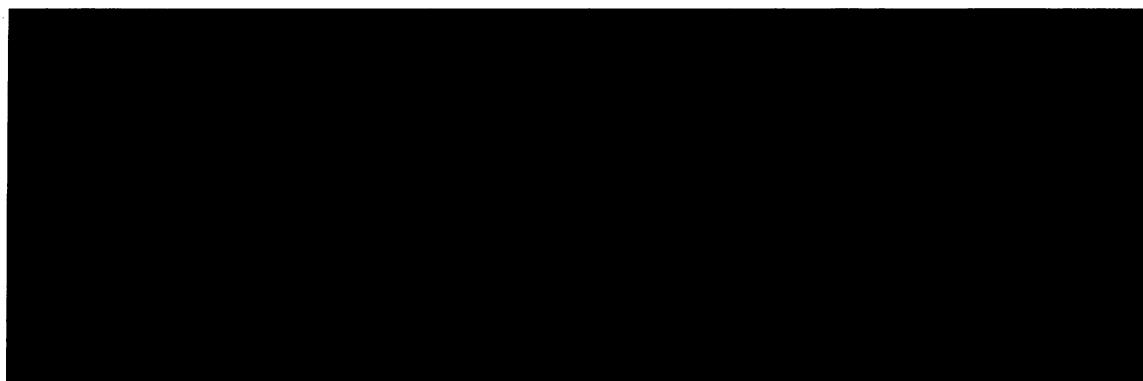
（関弁連民事介入暴力対策委員会提出）

【回答案】

問題 1 の前段について

訴訟記録の閲覧又は謄写を請求する者が、法 4 条第 1 項第 1 号の被害者に当たるか否かについては、裁判事項であり、個別事案の具体的な事情に基づいて判断されるべき事柄であります。

なお、立法担当者の解説（最高裁判所事務総局刑事局監修「平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説」49ページ）によると、法第4条第1項第1号の「被告人又は共犯により被告事件にかかる犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害者」のうち、「被告人又は共犯により・・・行われた・・・犯罪行為」の部分は、当該刑事被告事件に係る犯罪行為の主体と同一の主体により行われた犯罪行為の被害者であることを求めるものであり、「共犯により・・・行われた・・・犯罪行為の被害者」としては、例えば、Bを被告人とするAとの共謀による被告事件がある場合に、共犯者Aによって行われた別の犯罪行為の被害者がこれに当たり得る、と説明されていることが参考になります。



問題1の後半について

検察庁に対する質問であるため、回答なし。

問題2について

裁判体の判断事項である上、仮定の問題であるため、回答は控えさせていただきます。

議題 17-1 東京地方裁判所における退去強制令書の執行停止申立について、

- ① 平成28年及び平成29年における申立件数
 - ② 収容部分について執行停止が認容された件数
 - ③ 送還部分について執行停止が認容された件数
 - ④ 取り下げられた件数
 - ⑤ 本件判決と同時に執行停止に関する判断がなされた件数
- を各ご回示願いたい。

(東京弁護士会提出)

【回答案】

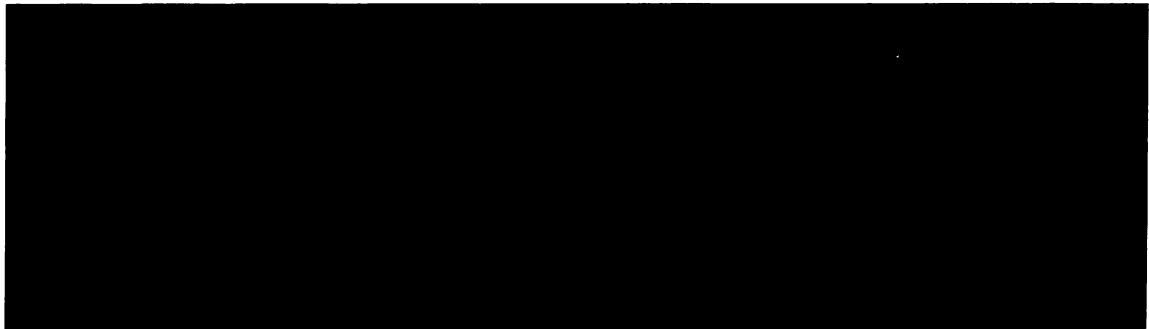
退去強制令書発付処分の執行停止の申立てに関するお尋ねの①から⑥までの件数については、そのような統計を正式に取っていないので、具体的な件数はお答えできることはご理解ください。ただし、取り急ぎ実情を問い合わせたところ、お尋ねの①の申立件数は、概数として、平成28年、平成29年とも約45件程度と聞いています。

近年の送還と収容に係る入国管理局の運用の状況としては、本案訴訟の係属中に送還の執行がされた例は見当たらないようあります。また、提訴時は収容中でも本案訴訟の係属中に仮放免がされて再収容されない例もあるようです。

平成28年、平成29年に申立てのあった事件についてみると、①一部認容・一部却下の例は、いずれも送還部分について認容し、収容部分について却下しており、②全部却下の例は、本案の請求を棄却する判決の言渡しと同時にされており、③仮放免後などに取下げで終了する例もあるようあります。①の例は、本案訴訟の係属中に仮放免がされていない場合などに個々の事案に応じて適宜の段階でその決定がされている

。

一般に、執行停止の申立てについては、処分の執行等により生ずる「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」か否か(行政事件訴訟法25条2項)、「本案について理由がないとみえるとき」に当たるか否か(同条4項)について、疎明に基づいて審理判断されるものであり、当事者から提出される疎明資料に基づき、本案訴訟の資料や進行も踏まえつつ、個々の事案に応じて、各裁判体において諸般の事情を総合考慮した個別具体的な判断によって、決定の時期を含む審理の進め方や最終的な結論が検討されることになるものと思われます。



議題 17－2 東京地方裁判所における退去強制令書発付処分の取消訴訟（無効確認訴訟）での当事者尋問・証人尋問、審理回数について、

- ① 平成28年及び平成29年における当事者尋問の申出件数
- ② 上記①に対する採用件数、却下件数
- ③ 平成28年及び平成29年における証人尋問の申出件数
- ④ 上記③に対する採用件数、却下件数
- ⑤ 平均審理回数
- ⑥ 2回で結審した件数

を各ご回示願いたい。

(東京弁護士会提出)

【回答】

退去強制令書発付処分等の取消訴訟や無効確認訴訟について、お尋ねの①から⑥までの尋問に関する件数や審理の回数については、そのような統計を正式に取っていないので、具体的な件数等はお答えできることはご理解ください。取り急ぎ実情を問い合わせたところ、退去強制令書発付処分等の取消訴訟や無効確認訴訟の提起の件数は、これまでに概数として把握している限りにおいて、平成28年、平成29年とも約100件程度ということであり、これらの訴訟においては、大多数の事件で原告側から原告本人尋問の申出がされており、一部の事件では原告側から証人尋問の申出もされているようあります ■。



これらの訴訟を含む行政事件一般に、①判断の基礎となる事実関係に大きな争いがあり、事実認定によって結論が左右される事件や、②判断の基礎となる事実関係について基本的に争いがなく、その法的評価が問題となる事件など、様々な事件があり、裁判所においては、①の事件については、必要に応じて人証調べが行われ、②の事件については、基本的に人証調べが行われることなく、当事者の主張や陳述書等の書証を踏まえて法的評価についての検討、判断がされる例が多いように思われます。

人証申出の採否に関し、退去強制令書発付処分等の取消訴訟や無効確認訴訟であるからといって、他の行政事件と区別して特別な取扱いをすべき理由はなく、裁判所において個々の事件について人証調べを行うか否かは、行政事件一

般におけるのと同様に、①の事件又は②の事件のいずれに当たるかを検討した上で、更に当該事件ごとの個別具体的な諸事情も総合考慮した上で、各裁判体において判断しているものと考えられます。



**議題18 調査嘱託に対する回答拒否をする官公署に対し、裁判所としての働きかけをしているのであれば、その事例を明らかにして頂きたい。
していないのであれば、今後、回答するように、裁判所から申し入れをすべきであると考えるが、この点に関する裁判所の見解及び検討状況について伺いたい。**

(東京弁護士会提出)

【回答】

裁判所から調査嘱託を受けた団体は、嘱託に応ずる公法上の義務を負うが、正当な理由があればこれを拒絶できるものと考えられます。



限られた範囲で当庁民事部の実情を調べたところでは、官公署（労働基準監督署、税務署、都税事務所、消防署、日本年金機構の年金事務所等）に対して調査嘱託を行ったのに対し、官公署等が守秘義務等に基づいて拒絶した事例が数件ありました。

上記のような官公署の回答に対しては、裁判所が働きかけをした例と働きかけをしなかった例の双方があります。



裁判所が官公署に対して特段の働きかけをしなかった事情としては、①官公署が拒絶する根拠を述べ、その根拠に理由があると考えられる場合（税務署が守秘義務を理由とした場合など）や、②申立人が、官公署の回答をやむなしとして、それ以上特段の対応を求める場合等があるようあります。

裁判所が官公署に対して働きかけを行った例としては、①裁判所が官公署の主張する事由に理由がないと考え、その旨を告げて再考を促した例、②関係者の同意書等を補充して再度回答を求めた例があります。その場合、官公署が応じた例と応じなかつた例があったようです。



以上のように、調査嘱託に官公署が応じなかつた場合、裁判所としてどのような対応をとるかは、個々の裁判所の訴訟指揮の問題であり、事案の内容、嘱託の内容及び必要性、官公署の主張する拒絶事由等に応じて、個別に検討すべ

き問題であると考えられます。

むしろ、個別事案において、当事者が各裁判体との間で、調査嘱託を含めて訴訟進行について十分協議をすることが相当ではないかと考えられます。

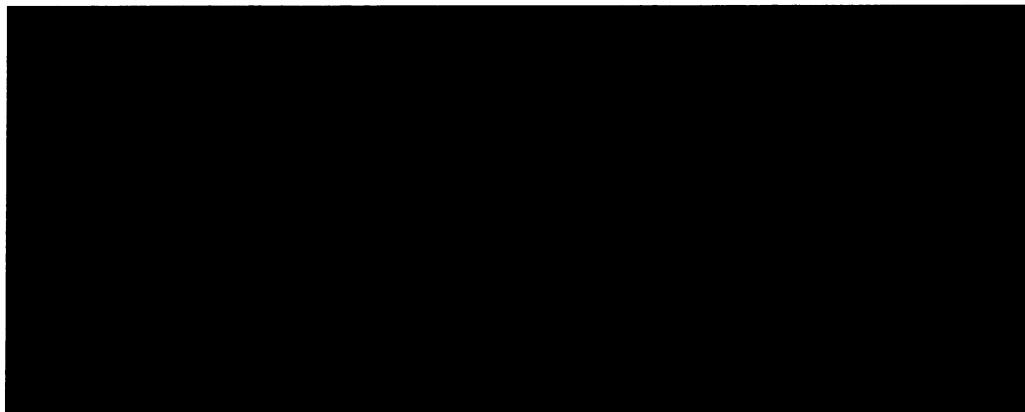
議題 19 口座名義人の住所等につき、金融機関への調査嘱託の申立がされた場合には、金融機関から回答があることがほとんどであると言つてよいにもかかわらず、その申立を受けた裁判所が、申立人（代理人）に対し、「この調査嘱託に対して、調査嘱託先が回答してくれるかどうか、事前に確認しておくように。」と対応する事例があるようだが、このような対応の是非について、裁判所の見解を伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【回答案】

今回、限られた範囲で当庁民事部の実情を調べたが、特殊詐欺等の被害者が、振込先口座の名義人の住所等につき、金融機関への調査嘱託の申立てをした場合、金融機関から回答があることがほとんどであるという事実は確認できませんでした。

また、出題どおりのケース（特殊詐欺等の被害者が振込先の口座の名義人の住所を調べるため金融機関に調査嘱託）で、裁判所が当事者に対し、金融機関が調査嘱託に回答するかどうかを事前に確認するようにと指示した例は確認できませんでした。



なお、本設例の場合に限らず、一般的に、裁判所が調査嘱託の申立てを予定している当事者に対し、予め調査嘱託先に連絡をとり、調査嘱託に応じるかどうか、応じる場合に関係者の同意書等の何らかの条件を満たす必要があるか等について、確認を求めるかどうかは、個々の裁判所の訴訟指揮の問題であり、その当否は事案により異なると考えられるので、一律に論ずるのは相当ではないと思料します。

いずれにしても、個別事案において、当事者が各裁判体との間で、調査嘱託を含めて訴訟進行について十分協議をすることが相当ではないかと考えられます。

議題 20 保管金提出書に振込口座名義人の住所を記載する欄があるが、削除して頂きたい。

(東京弁護士会提出)

【回答】

保管金提出書の様式は内部通達で定められているところであるが、頂いた御意見は上級庁にも伝えます。

(参考)

平成 29 年 3 月 31 日 経監第 463 号 経理局長通達「保管金事務処理システムを利用した保管金に関する事務処理の運用について」

議題 21 裁判所及び検察庁における公益通報窓口設置状況について、

- ① 裁判所及び検察庁における公益通報の窓口の有無
- ② 公益通報窓口が設置されていない場合には、今後の設置予定について
- ③ 公益通報窓口が既に設置されている場合、その制度内容及び運用状況を各ご回示願いたい。

(東京弁護士会提出)

【回答】

裁判所では、最高裁判所事務総局総務局第一課及び、高等裁判所事務局総務課に、公益通報に関する受付・相談を行う窓口が置かれています。

これらの窓口で受け付けた公益通報は、最高裁判所事務総局総務局長に送付され、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報事実があると認めるときは、通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置をとることになります。

なお、受付件数等の具体的な運用状況については、統計をとっていないため把握していません。

議題22 東京地方裁判所及び東京高等裁判所における、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）の解釈と適用に関する専門的訓練実施の有無、実施している場合はその対象者、頻度、内容を各ご回示願いたい。

（東京弁護士会提出）

【回答案】

裁判所では、全国規模の研修として、司法研修所において国際人権条約に関する研修を実施しており、各裁判官のキャリアに応じたそれぞれの段階において受講できるよう複数の研修を実施しています。

特に、そのうち年1回実施される新たに判事補に任官した者を対象に行う研修、さらに新たに地裁又は家裁の部総括に任命された者（概ね任官後20年前後の裁判官）を対象に行う研究会においては、国際人権問題を専門とする大学教授を講師として、自由権規約の解釈・適用を中心に国際人権をめぐる現状と課題等についての講演をしていただくなど、自由権規約の解釈・適用をテーマとしたカリキュラムを実施しています。

議題23 東京高等・地方・簡易合同庁舎におけるアスベストの飛散、エレベーターシャフト内でのアスベスト検出について

- ① 同建物内のアスベストの所在の現状、及び、今後の対策に関する検討をするため、同建物内の工事等の段階でのアスベスト調査結果、工事作業日報、各種測定結果（写真を含む）、設計図面の提供
- ② 上記資料の検討や、今後の対策の検討のため、裁判所アスベスト検証対策協議会を法曹三者で設置すること
- ③ 協議会には弁護士会の推薦する専門家をメンバーに加え、現地立ち入り調査も実施すること

について、裁判所の見解を伺いたい。

また、上記建物以外の管轄内の裁判所管理の建物についても、上記と同様に、アスベストの所在の現状、対策検討をし、順次無害化することについて、裁判所の見解を伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【回答案】

今年1月に東京高地簡裁合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）の一部のエレベーターシャフトから空気1リットル当たり1本を超えるアスベスト纖維が検出された事案については、関係者の皆様に多大な御迷惑をお掛けしました。運転を再開した後のエレベーターシャフトは現在も安定した状態が継続しておりますが、アスベスト纖維が検出された原因分析等については、有識者との意見交換を踏まえ最終的な調整を行っているところであります。東京三弁護士会に対しては、追ってお知らせしたいと考えております。

また、平成28年9月の最高裁判所事務総局経理局による「東京高地簡裁合同庁舎ダクトシャフト改修工事に関する調査結果について」において「合同庁舎の広い範囲の天井裏からアスベスト纖維が検出されたことに関しては、その対応策について引き続き速やかに検討を進めていくことが必要であると認識しております。その際には、今回と同様、有識者からの意見聴取を行うこととしたいと考えている。」旨の記載がされておりますが、平成29年1月から合同庁舎を管理する東京高裁においてアスベストに関する有識者からの意見聴取を行い、合同庁舎に使用されているアスベスト対策について、取りうる方策等の検討を進めています。これについても別途お知らせしたいと考えております。

次に、東京高裁管内の施設について御説明します。

東京高裁管内についても順次アスベスト対策を実施しており、今後も計画的に対策工事を実施していく予定をしています。工事の実施に当たっては、工事対象庁に対応する単位弁護士会に説明を行う予定です。

